

奥多摩町の人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移

(各年度4月1日現在)

年 度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
職員数	126人 (2)	128人 (1)	129人 (0)	128人 (2)	127人 (0)

※ 職員数は、公益法人等への派遣職員を含みます。() 内は派遣職員数です。

※ 自治法上の派遣者は、本町の職員には含まず、派遣先での職員として計上されます。

※ 令和7年度フルタイム会計年度任用職員として9名を任用しました。

(2) 部門別職員数

(各年度4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年増減数
		令和7年度	令和6年度	
一般行政部門	議 会	1人	1人	
	総 務	31人	30人	1人
	税 務	6人	6人	
	民 生	8人	9人	△1人
	衛 生	10人	10人	
	農林水産	6人	6人	
	商 工	8人	8人	
特別行政部門	土 木	12人	10人	2人
	教 育	11人	12人	△1人
公営企業 会計部門等	病 院	25人	25人	
	下 水 道	2人	2人	
	国 保	3人	3人	
	介 護	4人	4人	
	派 遣	0人	2人	△2人
総 合 計		127人	128人	△1人

(3) 職員の任免状況

6.4.1 現在 職 員 数	採用者の状況	退 職 等 の 状 況					7.4.1 現在 職 員 数
		定 年	勸 奨	死 亡	普 通	小 計	
128人	10人	3人	2人	1人	5人	11人	127人

2 職員の人事評価の状況

平成23年度から職員の能力及び業績を把握した上で行われる人事考課制度を導入し、全職員に対しての評定を実施しています。

また、人事考課の評価結果に基づき、昇給区分を決定しています。

3 職員の給与の状況

奥多摩町における職員等の給与の状況を、下記のとおりお知らせします。
各表は、令和7年度給与実態調査に基づいて作成しています。

(1) 人件費の状況（普通会計ベース）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)	前年度の 人件費比率
6年度	7.3.31 現在 4,462人	千円 7,017,544	千円 253,179	千円 1,161,812	% 16.56	% 15.97

* 人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 (B)	
7年度	96人	千円 387,739	千円 131,715	千円 197,071	千円 716,525	千円 7,464

* 職員手当には退職手当を含みません。

* 給与費は年度当初、予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職	
	平均給料月額	平均年齢
奥 多 摩 町	333,099 円	41.5 歳
東 京 都	325,837 円	42.3 歳

(4) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		初 任 給		
		奥多摩町	東京都	国
一般行政職	大学卒	225,500 円	225,500 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円

(5) 職員経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	286,900 円	334,100 円	377,500 円
	高校卒	250,400 円	294,800 円	336,100 円

* 経験年数とは卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合で、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の等級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		4 等級	3 等級		2 等級	1 等級
標準的な職務内容		課長・主幹	課長補佐	係長・主査	主任	主事・技師
職員数		13人	14 人	21 人	25 人	28 人
構成比		12.9%	13.9%	20.8%	24.8%	27.7%
参 考	1年前の構成比	12.9%	12.9%	23.8%	24.8%	25.7%
	5年前の構成比	12.2%	9.2%	25.5%	26.5%	26.5%

* 奥多摩町の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。

* 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する職名です。

(7) 職員手当の状況

期末勤勉手当		奥多摩町		東京都		国	
		期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉
6 年度	6月期	1.20 月分	1.125 月分	1.20 月分	1.125 月分	1.225 月分	1.025 月分
	12月期	1.30 月分	1.225 月分	1.30 月分	1.225 月分	1.275 月分	1.075 月分
	計	2.50 月分	2.35 月分	2.50 月分	2.35 月分	2.50 月分	2.10 月分
7 年度	6月期	1.25 月分	1.175 月分	1.25 月分	1.175 月分	1.25 月分	1.05 月分

退 職 手 当		奥多摩町		東京都		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
6 年度	最高限度	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分	47.709月分	47.709月分
	勤続20年	23.00月分	23.00月分	23.00月分	23.00月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	30.50月分	30.50月分	30.50月分	30.50月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分	39.7575月分	47.709月分

(8) 特別職等の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	給料			報酬		
	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
月額	714,000円	627,000円	598,000円	360,000円	320,000円	300,000円

期末手当		町長・副町長・教育長	議長・副議長・議員
6 年度	6月期	2.325 月分	1.70 月分
	12月期	2.525 月分	1.90 月分
	計	4.85 月分	3.60 月分
7 年度	6月期	2.425 月分	1.80 月分

4 職員の勤務時間その他の勤務状況

(1) 職員の勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	勤務時間の範囲
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分～17 時 15 分 (1 時間の休憩時間含む)

※ 奥多摩病院に勤務する職員など一部を除き、上記の勤務時間となります。

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況

1 年につき 20 日間付与し、その年に使用しなかった日数があつた場合には、20 日を限度に翌年に限り繰り越すことができます。

区 分	平均取得日数	年休取得率
令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	13.5 日	39.7%
令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日	12.7 日	36.0%
令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日	8.8 日	25.8%

5 職員の休業に関する状況

職員の育児休業の取得状況（※年度中に短期間でも取得実績がある職員も含まれます。）

区 分	男	女	合 計
令和 6 年度	2 人	2 人	4 人
令和 5 年度	0 人	3 人	3 人
令和 4 年度	1 人	3 人	4 人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の向上を目的に、任命権者が免職、休職、降任などの処分を行うものです。

(令和 6 年度)

区 分	免職	休職	降任	合計
勤務実績がよくない場合	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	2 人	0 人	0 人
その他適格性の欠如	0 人	0 人	0 人	0 人
職制・定数の改廃など	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関する起訴	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分

職員の法律違反などの一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に、免職、停職、減給などの処分を行うものです。

(令和 6 年度)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があつた場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

7 職員の服務の状況

地方公務員法では、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならないという服務が規定されています。また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(令和6年度)

区 分	内 容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は、上司の職務命令等に従わなければなりません。	0 人
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはなりません。	0 人
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。	0 人
職務に専念する義務	職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれを専念しなければなりません。	0 人
政治的行為の禁止	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されています。	0 人
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。	0 人
営利企業等の従事制限	職員は、職務の公正を確保する等の観点から、営利企業等に従事することは制限されています。	0 人

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）に伴い、当町を退職し企業等に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）による現職職員への働きかけの禁止などが、同法に規定されています。当町において昨年度に再就職者の違反行為はありませんでした。

また、令和5年度以降、段階的に65歳まで定年が引き上げられることとなり、令和6年度の定年は61歳となりました。

9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

区分	受講者数	備考
派遣研修	63人	東京都市町村職員研修所
庁内研修	5人	新任職員採用時研修
	113人	地域防災計画改定について (動画研修)

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

(令和6年度)

実 施 日	検 査 項 目	受診者数	異常者数
令和6年10月 7日・9日・10日	胸部X線、血圧、血液、検尿、 内診、視力、聴力、心電図	62人	43人
1泊人間ドック・日帰り人間ドック・脳ドックの利用者：59人（うち異常者数59人）			

(2) 公務災害補償制度

職員の公務上や通勤途上の災害に対して、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

(令和6年度)

区 分	傷 病	死 亡
公 務 災 害	0件	0件
通 勤 災 害	1件	0件

(3) 厚生・共済制度

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。それぞれの主な実施主体は、厚生制度が奥多摩町職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な事業内容は下記のとおりです。

区 分	内 容
奥多摩町職員互助組合	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、自己啓発などに対する助成事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施。なお、互助組合で行う事業に必要な経費は、職員が負担する組合費と町から交付される負担金で運営されています。
東京都市町村職員共済組合	職員及びその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡等に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進などを目的として行う「福祉事業」の3つの事業に大別して実施しています。

11 公平委員会の業務の状況

職員は公平委員会に対し、給与・勤務時間その他の勤務条件に関する要求や、懲戒その他意に反する不利益な処分に関し、不服の申立てをすることができます。

町では他市町村と共同して東京都市町村公平委員会を設置しています。

(令和6年度)

区 分	件数
勤務条件に関する措置要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

※問い合わせ 総務課庶務係 TEL 0428-83-2345（直通）